

分類	補助対象経費	補助対象外経費
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士、行政書士等の申請資料作成経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款認定料</li> <li>・収入印紙代</li> <li>・印鑑登録証明書その他の各種証明書類の取得費用</li> </ul>
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所又は工場の賃借料（住宅を兼ねる店舗等の賃借料を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所、工場、駐車場に係る敷金、礼金、保証料等及び仲介手数料</li> <li>・保険料</li> <li>・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費</li> </ul>
設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、事務所又は工場の開設に伴う内外装工事費（自ら工事を行う場合の工事費を除く。）</li> <li>・補助事業に直接必要となる機械装置、工具、器具又は備品の調達費（リース料及びレンタル料含む。）</li> <li>・キッチンカー、クレーン車その他の補助事業に直接必要となる車両の調達費（自家用車と兼用する車両の調達費を除く。）</li> <li>・店舗等に設置する固定電話及びファクシミリの設置費</li> <li>・補助事業の目的のみに使用する業務用ソフトウェアの購入費及びライセンス費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物本体に影響を与える増築工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・不動産購入費</li> <li>・ルーター機器その他のインターネット環境の整備費</li> <li>・汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要であると特定できないものの調達費</li> <li>・エアコン、冷蔵庫、コピー機等、掃除機、加湿器、ポータブルストーブ、空気清浄機、カーテン、カーペット又はマットの調達費</li> <li>・パソコン、カメラ、プリンター、携帯電話、タブレットその他の容易に持ち運びができ、補助事業の目的以外の目的に使用できるものの調達費</li> </ul> <p>注 搬入費、移送料、送料、組み立て費用等業種によって、補助対象経費となる場合がある。</p>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告宣伝費</li> <li>・チラシデザイン費</li> <li>・チラシ印刷費</li> <li>・ホームページ作成委託費</li> <li>・出展料、配送料その他の展示会出展費</li> <li>・商品・事業説明会開催費（参加費が無料の場合に限る。）</li> <li>・見本、展示品等の作成費</li> <li>・ダイレクトメールの郵送料、メール便料金等の実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手代</li> <li>・電話代</li> <li>・インターネット利用料</li> </ul>

備考

- 1 設備費の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象経費は、取得価格が1点5千円以上かつ耐用年数が1年以上で継続して使用できるもの（ダイニングテーブル、イス等を組み合わせたもの又はレジシステム等の複数のもので構成され、それらを同時に購入する場合は、その合計金額を1点当たりの取得価格とする。）とする。
  - (2) 補助対象経費の欄に掲げる経費であっても、汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要であると特定できないものは補助対象外経費となる場合がある。
  - (3) 補助対象外経費の欄に掲げる経費であっても、搬入費、移送料、送料、組み立て費用等業種によって、補助対象経費となる場合がある。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の額は、補助対象外経費とする。
- 3 この表に定めのない経費については、町長が別に定めるものとする。